

# 新しい公益法人制度について

## (税制、経理面を中心にて)

新しい公益認定法等が制定され、平成 20 年 12 月 1 日より施行されます。

それを受けて、公益認定等委員会がガイドライン(案)とチェックリスト(案)等をつくって、この 4 月に発表しました。

ガイドライン(案)等を読んでいると、法律が法律として色々の不備が多いこともあって、公益認定等委員会が条文解釈によっては是正したり、こじつけで解釈したりと、大変無理をしていることから、単純に読んで理解することが難しい制度となりました。

取り敢えず自分の頭の中を整理すべく文章としてまとめてみましたが、まだ、まとまった文献も説明会もない状態ですので、私の理解不足もあるかも知れませんが、流動的なところもあるでしょう。そのあたりは、ご了解ください。

公益認定を申請してくる法人は、公益活動を行うために補助金や広く寄附金を募る法人であると、公益認定法は想定していると思います。

この法律は、公益法人の公益活動をより活発にするためのものとされていますが、官が民の活動をより活発にするための政策というのは、やはり、締め付け、干渉、監督ということになります。そのため、公益認定法人の日々の活動はかなり窮屈なものになるような感じがします。

会計は、公益認定等委員会のガイドラインどおりにしようとすると、大変煩雑です。会計は、会員ための内部管理のものというより、完全に公益認定等委員会が外部から管理するためのものとなります。

諸要件をみても、財団法人は、公益認定が受けやすいような気がします。

よって、公の外郭団体も公益認定が受けやすいように思います。

社団法人、特に共益団体といわれる業界団体は、なかなか難しい問題が多いです。

私は、社団法人は、慌てて公益認定等の申請はしないで、しばらく様子を見られたらどうかと思います。その間に、取り扱いが是正されるものもあるかもしれませんが、注意すべき点が諸先輩によって明らかになってくると思えるからです。

公益認定を受けると後戻りできません。後で色々後悔しても後の祭りとなります。

**文中は、黒字のところを読んでいただければ、だいたいの主要な取扱いがわかります。**

**カラー文字のところは、もう少し詳細に、という人が読んでください。**

(税理士 水野雄二)

平成 20 年 5 月 6 日

社団法人、財団法人といわれる民法法人制度が廃止され、一般社団法人または一般財団法人(以下一般社団法人等といいます)と公益認定社団法人または公益認定財団法人(以下公益認定法人といいます)の制度が設けられました。

その法律の施行は、平成 20 年 12 月 1 日からとされています。

一般社団法人等は、株式会社等と同様に、準則主義といわれ、その形式的要件を整えば設立することができます。その目的は、株式会社等が営利活動であるのに対し、公益、ボランティア、同業者団体、PTA、同窓会、サークル等の非営利的な活動です。

従来の社団法人、財団法人は、特例民法法人とされ、経過期間として、平成 25 年 11 月 30 日までに、公益認定法人になるか一般社団法人等になるかを選択して、公益認定等委員会の認定を受けなければなりません。

特例民法法人は、その経過期間中は、新しい公益法人制度の中では一般社団法人等とみなされますが、現在の組織等が一般社団法人等の制度に合致しない部分は、その法人の定款等を法律に合致するように読み替えることとなっていますので、あえて規約変更は必要ではありません。

しかしながら、一般社団法人等と看做されるからといって、そのまま放置しておく経過期間経過後は解散となり、定款等の規定により、全財産が国等に帰属することになりますから、一般社団法人等に移行することを選択した場合であっても、公益認定等委員会の認定を受けなければなりません。

#### 公益認定法人の税務上の取扱

公益認定を受けますと、まず、その公益認定法人に寄附をした個人や法人は、税制上、その所得金額を計算する際、寄附金控除の特例を受けることができますので、広く寄附を募る場合、有利となります。

公益認定法人自体の法人税法上の取扱は、次のようになります。

金融資産から生じる運用益は非課税とされます。

法人税法上収益事業に該当しない事業から生じる所得は、非課税とされます。言い換えれば、法人税法上収益事業とされる事業から生じる所得にのみに法人税が課税されます。ここで注意を要するのは、法人税法上定める収益事業ですので、法人本来の事業かその他の事業かを問わないということです。

ただし、公益認定法人の場合は、本来の公益目的事業は、法人税法上の収益事業に該当しないとされますので、本来の公益目的事業は、どのような事業であっても非課税です。

法人税法上の収益事業から生じた所得の 50%または法人税法上の収益事業から本来の公益目的事業に繰り入れた金額の、どちらか多いほうの金額は、寄附金とみなしてその所得金額から控除することになります。

適用される法人税率は、株式会社等と同じ、30%(所得金額 800 万円までは 22%)です。

## 一般社団法人等の税務上の取り扱い

一般社団法人等は非営利活動が目的であっても、営利活動をしてはいけないわけではありませんから、株式会社等の営利法人を設立せず、一般社団法人等を設立して営利活動を行なうことにより、法人税等が優遇されると、不公平が生じます。

そのため、一般社団法人等も株式会社等と同様に、全ての所得に法人税等を課税することとしています。

つまり、その一般社団法人等のすべての所得金額に30%(800万円までは22%)の法人税が課税されます。

しかしながら、すべての所得に課税しますと、任意団体であった、ボランティア団体、同業者団体、同窓会等が、一般社団法人等として法人なりすると、会費等収入まで法人税が課税されてしまうという不都合が生じ、それでは誰も一般社団法人等など設立しなくなってしまいます。

そのため、非営利活動を主目的とした一般社団法人等、会費等により相互交流等を目的とした一般社団法人等で一定の要件(説明は省略します)に該当する場合は、次のような取扱いとしました。

法人税法が定める収益事業を行っている場合にのみ、法人税を課税する。

この場合は、この法人の本来の事業が公益目的事業であったとしても、公益認定法人ではありませんから、その本来の事業が法人税法上の収益事業に該当すれば、法人税が課税されます。

金融資産の運用益は、源泉徴収により税金が差引かれ、還付されることはありません。

定款等を変更して、全所得に課税される一般社団法人等に該当することとなった場合は、その段階の純財産(時価評価はしません)のうち、法人税等の課税対象とされてこなかった全財産に法人税を課すことによって、精算するとしています。

これにより、会費等を主たる財源とする現在の社団法人が一般社団法人等に移行したとしても、実質的に増税になる分は、金融資産の運用益に源泉所得税が課せられるくらいとなります。

## 特例民法法人の税務上の取扱い

特例民法法人は、公益認定法等により、経過期間中は一般社団法人等とみなされますが、法人税法上は、改正前の公益法人の税制を適用するとしています。

よって、公益認定法人または一般社団法人等に移行するまでの間は、従前どおりの法人税の取扱いが適用されます。

法人税法上の収益事業に該当する所得にのみ法人税が課税されます。

この場合も、公益認定法人ではありませんから、本来の公益目的事業であっても、法人税法上の収益事業に該当する場合は、法人税が課税されます。

金融資産の運用益は非課税です。

法人税率は22%です。

収益事業から生ずる所得から、収益事業に該当しない事業に組み入れられた金額のうち、その所得金額20%に相当金額は、寄附金とみなされて所得金額から控除されます。

例により説明します。

施設の貸与とスポーツ教授業を営む社団法人があったとします。

平成 20 年 12 月 1 日以後、この社団法人は特例民法法人となります。

特例民法法人は、公益法人制度上、一般社団法人とみなされますが、法人税法上は従前のとおりの公益法人の税制が適用されますから、今までと同じ税制が適用されます。

金融資産の運用益は非課税とされます。

施設の貸与は、法人税法上の収益事業である不動産貸付業に該当しますので、法人税が課税されます。

スポーツ教授業は、法人税法上の収益事業に該当しませんので、非課税されます。

施設の貸与の所得の 20%はみなし寄附金とて控除され、その残額の所得金額には 22%の法人税が課税されます

その後、一般社団法人に移行したとします。

この社団法人は公益法人でしたから、剰余金の分配の規定もありませんし、解散した場合の財産の帰属も国等になっていますから、株式会社と同様の全所得課税の法人にはなりません。

金融資産の運用益は源泉徴収されます。

施設の貸与にかかる所得は、不動産貸付業として、株式会社と同じ法人税等が課税されます。

スポーツ教授業は非課税です。

寄附金控除の規定はありませんし、税率の軽減もありません。

さらにその後、公益認定を受けて、公益認定法人になったとします。

金融資産の運用益は非課税となります。

スポーツ教授業は非課税です。

施設の貸与は、公益目的となる施設の貸与とその他の施設の貸与とに区分し、公益目的となる施設の貸与は非課税となりますし、そうでない施設の貸与は課税の対象となります。

従前は、施設の貸与は施設の貸与として一つでしたが、公益認定を受けると、施設の貸与の目的により、公益目的とその他とに区分経理することになります。収益のみでなく、費用も区分することが必要となります。(大変、面倒なことだと思います。)

法人税法上の収益事業となった所得については、その所得の金額の 50%と公益目的事業に繰入れた金額との多いほうの金額をみなし寄附金として控除し、その後の所得に株式会社と同じ税率を課税することになります。

さて、公益認定法人の公益目的事業は、儲からないはずですが、ですから、公益目的事業である施設の貸与は赤字でしょう。収益事業となる施設の貸与の利益でその赤字を埋めることになります。その赤字を埋めるための金額は、寄附金控除の対象となりますので、収益事業の所得がその分少なくなります。結局、損益通算したのと同じ結果となります。

つまり、結果としては、すべての施設の貸与が収益事業として課税した場合と同じになります。

## 特例民法法人が公益認定を受ける場合の留意点

特例民法法人が公益認定を受ける際に、特に注意すべき要件は、だいたい次のようなものだと思います。

公益認定法等が定める「公益」を主たる目的としているか、不特定多数のものの利益に供与するか。

従来の社団法人に多い目的の「会員の資質向上」は、即、直接、不特定多数のものの利益に供するとは限りません。

公益目的事業の収益は、公益目的事業費を上回ることはないか、公益目的事業費はその法人の全経費の50%以上となっているか。

今まで管理費として処理してきた経費のうち、事業費に計上できるものがないかを洗い直し、事業従事割合等で按分し、公益目的事業費に計上する必要が生じます。

また、決算書には計上されることがない事業費、例えば、ボランティアの人件費を適正人件費に計算しなおして計上することができます。自己所有の土地使用料を適正地代に計算し直して計上することもできます。

公益認定法人が公益認定を取り消されると、公益目的取得財産残額(公益目的事業財産の残額で一定のものを除く)を時価評価した金額を金銭で国等に贈与することになります。

公益認定法人が公益認定を取り下げたいと思った場合も、公益認定等委員会に公益認定の取消しを求めることとなりますので、結果は同じとなります。

よって、公益認定法人が一般社団法人等になった後も引き続き公益目的事業を行いたいと思っても、公益目的取得財産残額は国等に贈与されてしまいますので、ほとんど0円からの再出発となります。

特例民法法人が公益認定を受ける際に、所有する財産のうちどの財産を公益目的事業財産に組み入れるかは、公益目的等委員会の指導を受けながら行うこととなりますが、公益認定を受けた一心で、すべてを組み入れることには慎重であって欲しいと思います。

公益目的事業財産とは、公益目的事業に用いられるべき財産をいいます。

具体的には、概ね次の財産を言います。

公益目的事業から生じる収益、補助金、寄附金等の収入から得られた財産、  
その他の事業の利益の50%以上

その他の事業の利益から公益目的事業財産に組み入れたもので、 以外のもの  
公益目的事業財産の運用益、処分益から生じた財産

公益認定等を受ける前から所有していた財産で、公益認定の際、公益目的事業財産に組み入れた財産

その他の事業の財産を公益目的事業財産に組み入れることはあっても、公益目的事業財産を他の事業に転用、組み入れることはありません。公益目的事業財産は費消してしまうこと以外に減ずることはありません。

公益認定が取り消された場合に、国等に贈与することとなる財産を公益目的取得財産残額といいます。

公益目的取得財産残額は、毎決算時ごとに算定することとなっています。

毎期決算期ごとの金額は、帳簿価額によりますが、公益認定を取り消された場合は、それを時価算定して、その金額相当額の金銭を国等に贈与することになります。

公益目的取得財産残額は、公益目的事業財産の残額とほぼ同じ意味となりますが、特例民法法人が公益認定を受ける前から所有していた特定不可欠財産(美術館での美術品等)は、国等に贈与する財産からは除かれます。

また、その他事業から公益目的事業財産に「その他事業の利益の50%(管理相当額を控除した後の金額)」以外に組み入れた金額も除くのではないかと、私は思っていますが、具体的な算式が示されていないので、私の読み違いかもしれません。

公益認定法人は、一定以上の遊休財産を保有することはできません。

遊休財産が多いことは事業活動が活発でないとの考えから、遊休財産を一定以上保有してはならないとの制限を設けました。

遊休財産として保有できる金額は、公益目的事業費の一年分とされます。

法人の費用は、公益目的事業費とその他事業費と管理費から成り立っています。そのうちの公益目的事業費の一年分ですから、それほど多い金額とはいえません。

遊休財産の金額は、概ね、現金預金(特定目的で積み立てた預金を除く)その他の流動資産からそれに対応する債務を控除した金額です。

遊休財産は、公益目的事業財産のみでなく、その他の事業の財産も含んで計算されますから、公益目的事業費の一年分の預貯金等で、公益目的事業以外の事業費や管理費も賄うこととなります。

従来も指導指針として、内部留保の規定がありました。それは、活動費の三か月分ぐらいが適正であるとしていました。しかしながら、それは指導指針ですから目安に過ぎません。この遊休財産規制は法律です。

遊休財産とは次の金額を言うことされています。

遊休財産とは、法人の純財産(財産 - 負債)から次の財産(その財産に関する負債を控除した金額)を除いた金額とされます。

公益目的保有財産(公益目的事業財産のうち固定資産)、

公益目的事業を行うのに必要な収益事業等の活動に必要な固定資産

特定の資産を取得改良するために保有する積立金(会館建設準備資金等)

特定の目的のための費用に当てるために積み立てた特定費用準備資金(周年記念事業準備資金等)

寄附等によって受け容れた財産で、交付を受ける際に指定された用途に従って使用または保有している財産

以上より、**現金預金、未収入金、在庫等**は遊休財産になります。ただし、それに対応する**未払金等**は控除の対象となります。

遊休財産規制の に特定費用準備資金という言葉が出てきますが、特定費用準備資金とは、将来の特定の費用に当てるために準備する積立金を言います。

負債の部に計上する準備金ではありません。

資産の部に計上する積立金です。

将来の費用に当てるものですから、将来の資産の取得にあてるものは、特定費用準備資金とは別に項目を設けて、遊休財産から除外するものとしています。

公益目的事業財産の定義の で、公益目的事業財産にその他事業の利益の50%を繰り入れることとなっていますが、それにより、公益目的事業財産に余剰が生じることがあります。

その場合は、各公益目的事業ごとに損益計算をし、各公益目的事業ごとに利益が出ている場合は、それぞれを特定費用準備資金に繰り入れることにより、収支トントンにします。

そして、各公益目的事業に特定できない経常収益がある場合は、余剰分を特定費用準備資金として繰り入れることは出来ませんから、次期繰越となります。その場合は、公益認定等委員会から、次期繰越を翌期どのように活用するのかの報告を求められることとなります。

また、この場合に積み立てた特定費用準備資金は、単年度での収支のバラつきを調整するためのものですので、翌期には取崩して、ある程度使うことが前提となります。

毎期、この特定費用準備資金が増えていくということは前提とされていません。

遊休財産の定義の で、公益目的保有財産を公益目的事業財産のうちの固定資産に限るとしていますが、そうすると、売掛金や在庫、貸付金は遊休財産に該当することになります。

貸付金が遊休財産であるとする、貸付金の金額に対して利息収入はわずかなものですから、事業費もわずかなものになると思います。

遊休財産規制により、資金の貸付は事業として成り立たなくなります。

出版等を事業として行うと、その在庫はかなりのものとなるでしょう。これも遊休財産規制により事業として成り立たなくなります。

個々の法人の公益認定の際、「固定資産に限る」との定義は、流動的に判断されるのではないかと思います。ガイドラインで「固定資産に限る」としましたが、法律は「固定資産に限る」とは定義していません。

#### 特例民法法人が一般社団法人等に移行する場合の留意点

特例民法法人が一般社団法人等に移行することとした場合でも、無条件で移行できるわけではありません。

特例民法法人が所有する全財産は公益目的財産となりますので、一般社団法人等に移行した後も、公益目的に使用する必要があります。

そのため、特例民法法人が所有する純財産を時価評価して、その金額を公益目的に支出すべく、公益目的支出計画を作成して、公益認定等委員会の承認を受けなければなりません。

ただし、この公益目的支出計画の「公益」とは、公益認定法が定める公益のみではなく、その特例民法法人の旧主務官庁が公益と認めたものも含むとされています。

この公益目的支出計画の承認が受けられませんか、一般社団法人等に移行できませんので、全ての財産は国等に帰属することになります。

公益目的支出計画の求める「公益」を、公益認定法が定める「公益」に限ると大変不都合が生じます。

今まで、ある程度、公益認定法が定める「公益」事業をしていた法人は、長期にわたる公益目的支出計画を作成することにより、その計画を達成することが可能かもしれません。

しかし、そうではなく、公益認定法が定める「公益」には該当しない公益事業を行ってきた法人は、公益目的支出計画の作成は、きわめて困難となります。

実行可能な公益目的支出計画が作成できないために一般社団法人等に移行できないとすれば、解散となり、全財産没収となります。

そこで、存亡を賭けて、例え虚偽の事業計画書等を作成してでも公益認定を受け、その後、公益認定を受けたとおりの事業ができなかったとして公益認定の取消しを申請した方が良策であると考えられる向きも数多くありました。公益認定を受ける際に、その所有する財産を公益目的事業財産に組み入れるかどうかは、公益認定等委員会の指導を受けながらとはいうものの、法人の意思表示によるとされていますから、できるだけ少ししか組み入れなければ、没収される財産も減ることになるからです。

そこで、公益認定等委員会は、公益目的支出計画における「公益」とは、公益認定法が定める公益だけでなく、旧主務官庁が「公益として認めていたもの」も含むと、あえて定義し、これにより、作成が必要とされる公益目的支出計画の公益目的事業は、従来の旧民法法人下で認められてきた公益事業も含まれる可能性が高くなりました。

しかしながら、多くの混乱を経て、このような生殺与奪の話まで、法律によるのではなく、最後の最後まで公益認定等委員会の判断を待たなければならなかったのは如何なものかと思えます。本当は法律で定めるべきことだと思えます。

公益目的支出計画の対象となる財産から貸借対照表で計上されている引当金等は控除するとしています。

また、たとえ引当金として計上していなくても、一定の目的で積み立ててある預金は、引当金として控除することもあるとしています。

特定積立金に相当する金額を引当金として計上するかどうかは、色々な意見があると思えます。

退職給付引当金のようなものは別として、単に積立金に相当する金額を引当金として計上することは公正な会計処理でないとの意見もあるでしょう。

ただ、従来から、見返り勘定として、収支計算書と正味財産増減計算書との一致を図るために、特定目的預金の積み立てに相当する金額を引当金として計上する処理はありました。

このことから、将来の費用にあるための特定預金に相当する金額を引当金として負債の部にも計上しておいて、もし公益目的支出計画を作成することになった場合は、何ら説明することなく、その引当金相当額をその財産から控除することができるようにしておいた方がよいのではないのでしょうか。

再度、確認します。

公益認定法人が一般社団法人等になった場合は、公益目的事業財産の残額(一定のものを除きます)を時価算定して、金銭で国等に贈与することになります。

特例民法法人が一般社団法人等に移行した場合は、その全財産を時価算定して、公益目的支出計画を作成して、その承認を得なければなりません。

一般社団法人等のうち税法上全所得課税とならない法人が、定款等の変更により全所得課税の法人となった場合は、今まで課税対象となっていない財産の残額に法人税等を課税することになります。この場合は時価算定しません。

## 会計基準について

公益法人会計基準は、平成 16 年に改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始の事業年度からすみやかに適用するとされています。

新しい公益認定法の施行は、平成 20 年 12 月 1 日からであり、現在は経過期間中ですから、旧会計基準を適用しても問題はありません。ただ、旧会計基準を適用している旨を決算書に注記することになります。

そして、現在、再改正案が提示されていますので、再び会計基準が改正されることになります。

区別するために、平成 16 年改正前の会計基準を旧会計基準、平成 16 年改正の会計基準を改正会計基準、現在の改正案を再改正基準ということにします。

適用すべき会計基準は、企業会計基準でも改正会計基準でも再改正基準でもよいとされています。ただ、旧会計基準は適さないとされています。

ですから、旧会計基準を適用している場合は、遅くとも、公益認定を申請する直前の決算においては、旧会計基準以外の会計基準を用いる必要があります。

支部を有する公益認定法人は、支部も含めて公益認定を受けるのかどうか問題となります。

従来、一般的には、支部は支部で独立した組織として、決算書を作成し、支部にて総会を開き、監査も支部で行われることになっていて、本部は支部への助成金は支部への支払として処理し、支部は本部からの収入として処理していました。つまり、まったく別団体として処理してきました。

しかしながら公益認定を全体で受けると、支部活動は全体の活動の一部となりますから、本部会計に含めて一体として決算書を作成することになります。

これは、なかなか大変な作業です。

そのため、従来と同じような処理をするため、支部を含めないで公益認定を受けると、支部は別団体となりますから、公益認定法人の××支部と名乗ることはできないこととなります。これはこれで、不都合ではあります。

公益認定を申請中の法人は、公益認定法人ではないわけですから、公益法人会計を採用する必要はないこととなります。ただ、事前にそれらの会計基準に準拠した決算書を作成しておく、公益認定の際、過去の実績により判定することがしやすくなりますから、今後の見込みで判定するより、説明がずーっと楽になり、公益認定が受けやすくなります。

**旧会計基準は収支計算書を中心とした会計基準であり、正味財産増減計算書は収支計算書と貸借**

対照表とを繋ぐ調整計算書のような役割となっています。

改正会計基準でも、正味財産増減計算書(損益計算)を中心とした会計基準なので、これも公益認定法人には適正な会計基準とされます。

企業会計基準でも、損益計算を中心に行っているのが、適正な会計基準としています。(現実的ではないかもしれませんが。)

改正会計基準と再改正会計基準とは、軽微な違いと入っていますが、どのようなところが違うのでしょうか。

一つは、再改正会計基準では、財産目録で、特定不可欠財産、公益目的事業財産の表示をするようになったことです。

二つ目は、改正会計基準では、正味財産増減計算書の各事業ごとの明細計算書が、総括表となっているのに対し、再改正基準では内訳表となっていることです。

従来は、各事業ごとに収支予算書、収支計算書を作成し、正味財産増減計算書、貸借対照表がありました。そして、それらをまとめて、総括収支計算書、総括正味財産増減計算書、総括貸借対照表を作成していました。いわゆる、一般企業で言えば、各会社ごとに個別財務諸表があり、それらをグループ全体でまとめて連結財務諸表を作成するというようなものでした。

それに対して再改正基準では、貸借対照表も財産目録も正味財産増減計算書の各事業ごとの明細書も内訳表となっています。

いわゆる、一般企業で言えば、全体の財務諸表を作成した上で、部門別の計算書を作成する、というものになりました。

この違いは大きいのではないかと考えています。

軽微な改正と言いますが、大きな会計システムを要していればいるほど、この改正はシステム的には大きな影響を与えます。

つまり、各事業会計を各独立した会計ファイルで入力して帳簿を作成し、決算書を作成し、最後にそれら決算書を合計して総括表を作るという手順であったのが、その公益認定法人の一つ会計ファイルですべてを処理し、各事業は部門別に分類しながら入力して、全体の決算書を作成すると同時に各部門別に分類された決算書を作成することになります。

このように考えますと、平成 18 年 4 月から施行された改正会計基準にあわせて準拠するための会計プログラムを購入するよりも、新しい再改正会計基準に準拠した会計プログラムを購入した方が、コストも安く済み、混乱も少ないのではないかと思います。

## あとがき

「はじめに」に「新しい公益認定法が、法律として色々と不備が多いこともあって、公益認定等委員会がその不備を補うべく、条文解釈によって是正したり、こじつけで解釈したりと、大変無理をしていることから、読んで理解することが難しい制度となりました。」と書きました。

その理由を幾つか例示します。

文中に、「その他事業の利益の50%を公益目的事業財産に組み入れる。」と書いていますが、これは、公益認定等委員会のガイドライン(以下、ガイドラインといいます)によります。法律は、「収益の50%」と書いています、

収益とは、企業会計で言えば、売上高であり、雑収入等です。利益は、収益から費用を控除した金額です。これらは全然違う用語です。会計に関わるものとしたら常識の範囲内です。

議事録を読んでもガイドラインの中でも、経緯や議論すらなく、読み替えたとの記述すらありません。違う条文かと、戸惑ってしまいます。

「公益目的保有財産」法律では公益目的事業財産で購入したものとしか書いてありませんが、ガイドラインでは固定資産に限るとしています。

固定資産に限るのでしたら、なぜ、法律で、「公益目的保有固定資産」と定義するか、括弧して、「固定資産に限る」としなかったのでしょうか。

同様に、「公益目的事業を行うのに必要とされる収益事業等の活動に供される財産」も固定資産に限るとされました。

なお、「公益目的事業財産」「公益目的取得財産残額」「公益目的財産」という用語が出てきますが、この際の「財産」には、現金預金その他すべての財産が含まれます。

法律のなかに収支予算書と書いてあります。中身は、収益、費用という用語が出てきます。

収支計算書は、前期繰越金に当期の収入金額をプラスして当期の支出金額を控除し、次期繰越金を算定するものです。この計算書は、様々な任意団体、公益法人等で採用されているものから、ご理解いただけたと思います。

収益、費用で作成するものは損益計算書です。

ですから、予算書は、損益予算書と呼ぶべきものでしょう。であるとしたら、少なくとも、「収支」をとって、「予算書」とするべきでしょう。

ひょっとしたら、逆に、収益、費用という言葉が使ってあっても、収支で計算するのかもしれないとの疑念も出てしまいます。

常識を外れて、若しくは一般的に定義されている言葉を外れて、定義をまったく勝手気ままに使われると、常識的に理解して読んでいくことが、不安になって、できなくなってしまいます。

会計基準は、実務を知らない会計の専門家が考えたものでしょう。

実務家はシンプルさを好みます。実務を知らない会計の専門家は、複雑で、ひたすら詳細に区分し、分析できようにするのを好みます。

公益認定法人を会員等のものであると考えにたてば、会計の素人の集団なので、シンプル

で分かりやすいものがよいはずなのですが。

公益認定法人が、公益認定を取り消されてもいいから、公益目的事業比率をもっと下げて、もう少し楽に公益目的事業をしていきたいと思う場合もあるでしょう。そのような場合は、決してその法人が公益目的事業に不熱心になったとは限りらないでしょう。

しかし、公益認定法人が公益認定を取り消された場合は、公益認定取得財産残額を国等に贈与することのみで決着されます。それでは、公益認定を取り消されても、なお公益事業に熱心に取り組みたいと思っている一般社財団法人から公益目的事業財産を取り上げてしまうこととなります。

公益目的事業は儲からないのですから、公益目的取得財産残額それほど高額になることは無いと想定されますが、国等は、民の公益活動を積極的に支援していきたいといっています。一般社団法人等であっても、公益活動を積極的に行って欲しい、といっています。

ならば、無条件とは言いませんので、なぜ、公益認定を取り消された法人にも、公益目的支出計画の作成という道を残さなかったのでしょうか。

最後に、余談ですが、東京都の博物館は、博物館法の登録をほとんど受けていないそうです。

理由は、博物館法の登録を受けると制約が多すぎて自由な活動ができないからだそうです。博物館法の認定を受けることのメリットは、固定資産税等の減免を受けられることに過ぎませんから、固定資産税は市税ですので、東京都が固定資産税を条例で減免すればよいので、博物館法の認定を受ける必要性がないのです。

それにより、より観客が楽しめる展示をめざして活動をしているといえます。

(第21回公益認定等委員会の委員の発言より)

再度言いますが、公益認定を受けた方がよりよい公益活動ができる、とは限らないのです。

また、公益目的事業も行っている共益事業団体である特例民法法人は、公益目的事業部分と共益目的事業部分とを分離し、公益目的事業部分については別法人を創って、公益認定を受け、共益事業部分は、従来の法人を一般社財団法人にして引き続き行う、という方法も考えられます。問題は、役員構成の要件等になります。

(第31回公益認定等委員会より)

なお、まだまだ流動的だと思っています。

文中に後日訂正すべきところがあるかもしれませんこと、お許し下さい。

(税理士 水野雄二)

平成20年5月6日